

第4回「統計データの二次利用促進に関する研究会」議事概要

1 日 時 平成20年3月21日(金) 10:00~12:00

2 場 所 総務省第2庁舎 6階 特別会議室

3 出席者 廣松座長、玄田委員、椿委員、中原委員、山口委員

(オブザーバ)総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、独立行政法人統計センター、日本銀行

4 議 題

(1) 統計データの二次利用の運用について

(2) 秘匿処理の審査について

(3) その他

5 議事の概要

議題1 統計データの二次利用の運用について

事務局より、資料1及び資料2に基づき、第3回研究会において出された意見等に対する対応方針案について説明

主な意見等は次のとおり。

(利用者の範囲)

- ・ 利用者の範囲を制限しない場合、利用はしやすくなると思うが、データの利用の仕方、管理についてどのように担保するかが問題ではないか。不正行為をした場合には罰則が適用されるが、不正行為があってからでは遅いので、ある程度の制限は必要なのではないか。
- ・ 大学院生、学部生が指導教官の下で研究に携わる場合と共同研究者になる場合とで、監督責任というものが、どのように異なってくるのか。
- ・ 年齢制限みたいなものを設けるとすることは法的にはできないのか。
- ・ 学術研究の発展に資するという範囲の中で一定の資格を有することを条件とすることは可能ではないか。
- ・ 不正利用を防止するための措置を考える必要がある。
- ・ 海外の研究者の中でも日本語に精通している者に対しては、それほど環境整備は必要ないと思われるので、時間を要するという意味は日本語に精通していない者に対する提供であるということをつけ加えたい。

(利用目的の審査)

- ・ 施行状況の報告内容については、個人情報保護に配慮する必要がある。申請が承認されなかった場合、本人に対する通知と、公表する内容は分けて考えた方がよい。公表内容に誰が承認されなかったかということまでは必要ないと思われる。但し、今後申請する人の参考にもなるので、どういう内容が不承認だったかを公表する意味はある。

(利用申請事項)

- ・ データの管理責任者が申請者と同一であってもよいと思うが、共同研究の場合のようにグループで使用する場合は責任者を明確にした方が手続きが円滑に進むのではないか。

(申請の受付体制について)

- ・ 受付期間を限定するということは、大学の研究者にとっては受入やすいと思うが、民間企業の利用者からみると必ずしもそうとは言えないのではないか。
- ・ 受付期間を区切って行うという趣旨は、審査を効率的に行うためには、申請に対する提供の決定までの期間を明確にしておく必要があるのではないか、という観点からである。特に混乱はないのではないか。

(匿名データを作成する統計調査の範囲)

- ・ 事業所統計の重要性は増しており、世帯統計だけでなく、事業所統計も匿名データの作成を検討してほしい。地域をどこまで括るか、個体識別情報が何か等について検討してほしい。

(その他)

- ・ ポストドクターとは、大学によっても違うと思うが、一般的には、非常勤職員として雇用されている場合が多いのではないか。

議題2 秘匿処理の審査について

統計センターより、米国における秘匿処理の審査について、資料3に基づき説明。

主な意見等は次のとおり。

- ・ チェックリストについて、どのような根拠で基準を決めたかは不明である。国によって、地理的な情報や人口規模を考慮して識者の間で決めたのではないか。
- ・ どのデータを匿名データにするのかというスタートはどのように決めているのか
- ・ 米国センサス局がどのようなデータを提供するかは不明であるが、世帯統計は提供できると考えているようである。大規模事業所等、匿名化できないデータについてはオンサイト利用としている。
- ・ 統計委員会としてどのような観点からチェックするかが重要である。
- ・ チェック項目として共通のスキームができれば、作成側も一定基準が分かって好ましいのではないか。
- ・ 一橋大学の試行提供の実績を踏まえて、日本版チェックリスト案を作成してもらいたい旨、座長から山口委員へ依頼された。

次回の研究会は、4月中旬に開催する予定。

(文責...総務省政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官室)